# 地方税収の偏在是正に関する国等の動き

## ◇ 地方財政審議会(総務省)

# 【地方法人特別税等に関する暫定措置法の可決、成立を受けて(20.4.30)】

<u>地方税収の偏在是正については</u>、先の当審議会の意見(平成 19 年 11 月 16 日)で述べたように、<u>偏在度の小さい地方税体系を構築することが必要であり、地方消費税の充実を基</u>軸に行うべきである。

「地方法人特別税等に関する暫定措置法」による<u>地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の導入は</u>、それが地方公共団体により賦課徴収され、税収の全額が地方財源に充当されるものであるにせよ、<u>地方税を国税化し、譲与税化するものにほかならず、何ら地方税の</u>充実が図られるものではなく、当審議会の意見に照らし、適切なものとは言えない。

この措置は、地方消費税の充実を含む税体系の抜本的改革が実施されるまでの間の、緊急かつ暫定的措置とされているが、その期限が明確に確定されていないこともあり、速やかにかつ確実に、この抜本的改革を実現し、このような暫定措置の解消に努めるべきである。(地方財政審議会議事要旨から抜粋)

# ◇ 財政制度等審議会(財務省)

## 【平成21年度予算編成の基本的考え方について(20.6.3)】

## 2. 地方財政

地方税財政の議論を建設的に進めるため、様々な主張をバランスよく満たす制度はどのようなものかとの考え方で、将来世代を含めた住民・国民の立場から論じるべき。「<u>地方税充実」、「格差是正」、「住民・国民負担増抑制」という地方団体等からの主張については、現在の地方消費税や地方法人特別譲与税のような客観的基準で配分される地方税の大幅拡充により、その3つの主張を満たす仕組みの構築が可能。</u>

(「平成21年度予算編成の基本的考え方について」のポイントから抜粋)



# ◎財政審建議、「地方税の考え方と矛盾」=滝野総務次官

総務省の滝野欣弥事務次官は5日の記者会見で、財政制度等審議会が2009年度予算編成に対する建議(意見書)で、地方財政の充実や税収格差是正には、人口など客観的な基準で各自治体に税収を配分する地方消費税や地方法人特別譲与税の割合を増やすべきだと指摘したことについて、「地方税の考え方と明らかに矛盾する」と批判した。

滝野次官は「<u>地方税とは各団体が課税客体をとらえて、法令や条例にのっとって課税するもの。</u>(客観的な基準で)配分するというのはまったく齟齬(そご)した考え方だ」と述べた。(時事通信社 20.5.5)

# 平成21年度予算編成の基本的考え方について(建議)H20.06.03 の概要

# [財政制度等審議会]

# 財政の現状と課題

平成20年度一般会計(国

実質公債費比率:国の財政状況は夕張市よりも悪い 国・地方の長期債務残高178兆円(2008年度末) 25.3兆円の新規国債の発行 ⇒ 歳入の3割

国内総生産比148%:主要先進国中最悪の水準

財政健全化に向けた基本的考え方

リー・バランスの黒字化の実現に向け、各分 当面の健全化目標である2011年度プライマ 野における歳出改革の徹底が必要

# 各分野における歳出改革への取組み

# 地方財政

・地方交付税の削減が地方財政窮状の原因から

三位一体改革後一般財源(地方税+交付税)は全体として増収 ⇒「地方の窮状」は地域間格差の問題

東京都及び特別区

財源超過額(1.6兆円)と同規模の留保財源(1.5兆円)

基金残高3兆円(2007年度)→4兆円(2008年度

福祉等に係る上乗せ施策:子ども医療費は23区全区で15歳まで自己負担なし(H20~

地方税財政制度改革の方向性(地方団体等による3つの要請)

分される地方税の大幅な拡充 地方税のうち容観的基準で配 ①地方税比率57:43→5:5(地方分権改革推進に関する決議H19.11.19地方六団体)

②地域間格差の是正

③国民の税負担への留意

# 公共事業

税制の抜本改革時に特定財源制度を廃止し、平成21年度から一般財源化 「道路特定財源等に関する基本方針]H20.05.13閣議決定

を安定的に賄う財源として極めて重要 ※消費課税については社会保障給付

(偏在が小さい)で実現

# 地方税財源の種類と特徴(基本的イメージ)

税財源の種類	地方消費税 以外の地方税 地方法人特別税 相当額(平年度) を除いた場合	地方消費税	地方法人特別讓与稅「	地方法人特別譲与税 以外の地方譲与税 地方道路譲与税 石油が入譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別と允譲与税	地方交付税	
金額	38.0兆円 [35.4兆円]	2. 5兆円	[2.6兆円] 5.8兆円	0.7兆円	15.4兆円	計56.6兆円
国税/地方税	地方税	地方税	国税	国税	国税	
賦課徴収主体	地方	H	地方	H	H	
課税自主権	有2	<b></b>	巣		#	
財源の帰属	賦課・徴収した各 自治体の収入 <sup>3∵4</sup>	機械的基準により 自治体間で清算 <sup>5</sup> (不交付団体にも帰属)	機械的基準により 各自治体に譲与 (不交付団体にも帰属)	機械的基準により 各自治体に譲与 (不交付団体にも帰属)	標準的歳出を賄えるよう税収等財源 不足に応じて交付	-
税収格差	<b>K</b>	<u></u>			(逆格差)	

地方法人特別讓与税は、2009(平成21)年度から譲与が開始される。 (洋1)

地方消費税以外の地方税の中には、自治体が自主的に税率を定められない一定税率によるものもある。 (祥2)

個人住民税の一部(利子割、配当割)及び株式等譲渡所得割)、ゴルフ場利用税、自動車取得稅及び軽油引取稅については、都道府県稅として都道府 県が賦課・徴収し、徴収額の一部を稅交付金として市町村に交付。 個人住民稅は、市町村が賦課徴収し、都道府県分の徴収金を都道府県に払込。 都道府県間での清算後の地方消費稅の1/2について、地方消費稅交付金として都道府県から市町村に交付。

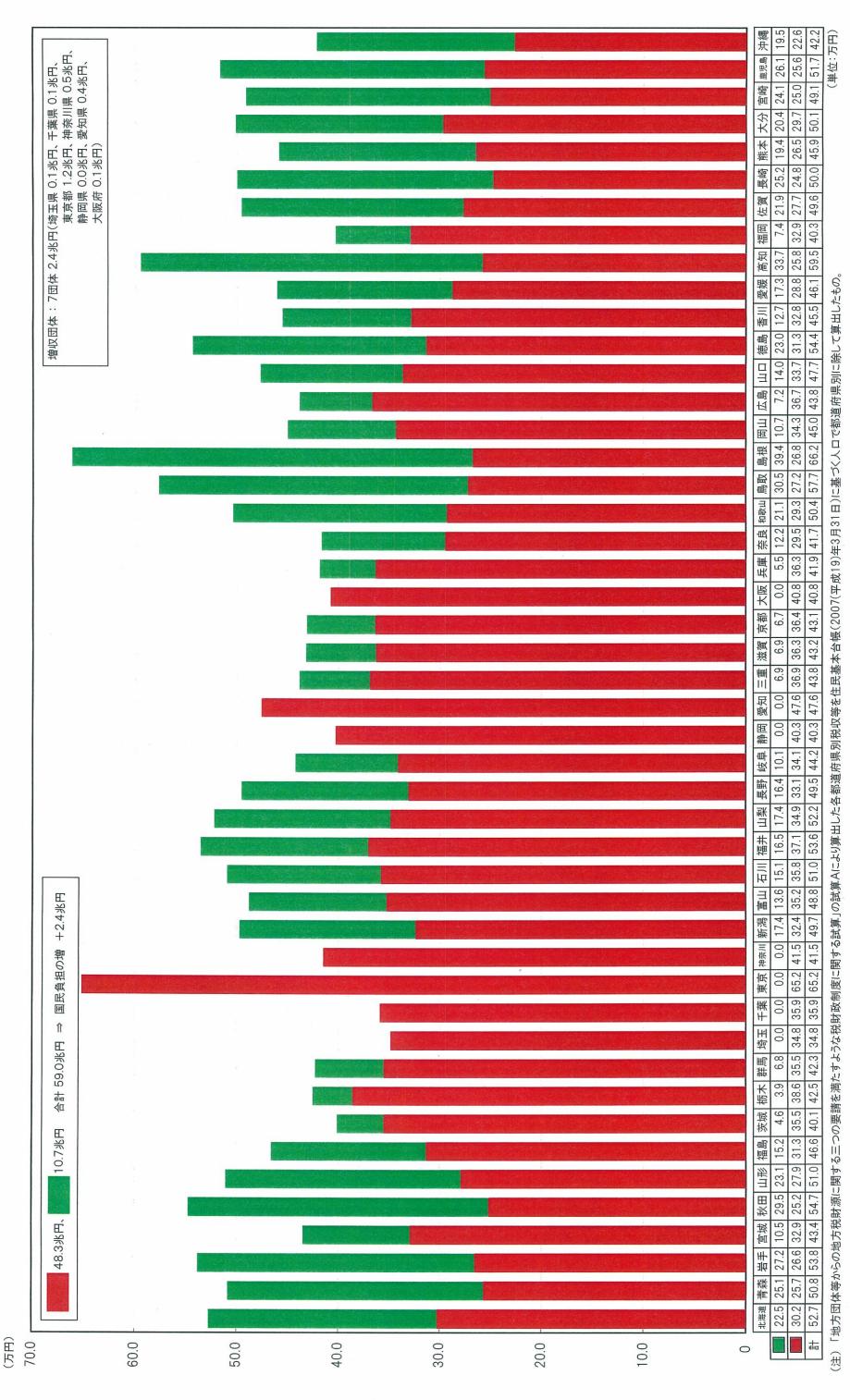
(许4)

# 地方税財政制度改革の方向性(試算) 【財政制度等審議会 数値修正後】

財	地方税比率	地域間格差	国民負担	東京都影響額	試算 結果
試算 A	2:5	×	十2.4兆円	十1.2岁8円	自治体に直接帰属する税で税源移譲 すると、格差は拡大し、国民負担も増 える
試算 B	7 : 3	0	▲2.0岁长円	▲2.0岁长円	東京都の税収を交付団体とならない水 準に抑えて、地方交付税で調整すると、 地方税比率が縮小する
試算 1	5 : 5	0	■86.0▼	▲0.9兆円	地方税の全てを客観的基準で配分さ れる地方税とすれば対応できる

※その他の試算(試算2、試算1、、試算2、)は省略

- 人あたり税収等(国税:地方税=5:5)



Ŋ

